

令和7年11月市議会 教育厚生委員会資料

所 管 事 項 調 查

【目 次】	ページ
1 基準省令の改正内容について（報告）・・・・・・・・・・・・	2～20
2 1人1台学習者用端末を活用した相談アプリの導入状況について・・・・・・・・	21～25

こども部

令和7年11月

1 基準省令の改正内容について（報告）

本市は、児童福祉法等の各法律に基づき規定されている基準省令に準拠する形式で、基準を定める条例を制定している。

（令和5年9月市議会において、基準条例の規定形式の見直し議決）

基準省令が改正された時は、その改正内容を議会へ所管事項調査等により説明することとなっているため、改正内容について報告するもの。

（1）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正について

ア 改正された基準

（ア）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例）

（イ）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例）

イ 概要

保育所等における健康診断は、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないとされ、具体的には、学校保健安全法施行規則第6条の「検査の項目」や同規則第7条の「方法及び技術的基準」に準じて行うこととなっている。

今回、各保育所等におけるこどもの健康管理の円滑な実施に資するよう、母子保健法第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断に相当すると認められ、かつ保育所等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるこことされた。

なお、今回の改正は、地方からの提案を受けて国が調査・研究を行った結果、上記の対応を講じるに至ったもの。

〔参考〕母子保健法（抜粋）

（健康診査）

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

一 満一歳六か月を超える満二歳に達しない幼児

二 満三歳を超える満四歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針（第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

改正後	改正前										
<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断<u>又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる<u>健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p>	<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる<u>健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td> <td style="padding: 5px;">入所した児童に対する入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">児童が通学する学校における健康診断</td> <td style="padding: 5px;">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td> </tr> </table>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<u>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査</u>	<u>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td> <td style="padding: 5px;">入所した児童に対する入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">児童が通学する学校における健康診断</td> <td style="padding: 5px;">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断										
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断										
<u>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査</u>	<u>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>										
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断										
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断										
<p>3・4 (略) (設備の基準)</p> <p>第十九条 乳児院（<u>乳幼児</u>十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>3・4 (略) (設備の基準)</p> <p>第十九条 乳児院（<u>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）</u>十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p>										

(イ) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

改正後	改正前				
<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ<u>同表の下欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の上欄に掲げる</u>健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">乳幼児に対する健康診査</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">利用開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断				
3・4 (略)	3・4 (略)				

ウ 施行期日

公布の日（令和7年9月16日）

(2) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等について

ア 改正された基準

(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例）

(イ) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例）

(ウ) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例）

(エ) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）

(オ) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（長崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）

(カ) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例）

(キ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項及び第4項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例）

イ 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われた。

これに伴い、国が定める基準省令において、保育所等の職員は、虐待その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことが規定されるとともに地域限定保育士も保育士とみなすこととする等の改正が行われた。

(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第九条の二児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法<u>第三十 三条の十第一項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第九条の二児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法<u>第三十 三条の十各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(職員)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 看護師は、保育士 <u>(法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域（以下「事業実施区域」という。）内にある乳児院にあっては、保育土、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育土（以下「地域限定保育土」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育土（以下「国家戦略特別区域限定保育土」という。）次項及び次条第二項において同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 看護師は、保育士 <u>(国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある乳児院にあっては、保育土又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育土。次項及び次条第二項において同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。</u></p>

<p>合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならぬ。</p> <p>7 (略)</p>	
<p>(母子支援員の資格)</p> <p>第四十二条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保育士 <u>(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある母子生活支援施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三十条第二項において同じ。)</u> の資格を有する者</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>(母子支援員の資格)</p> <p>第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保育士 <u>(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある母子生活支援施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三十条第二項において同じ。)</u> の資格を有する者</p> <p>三～五 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第三十三条 保育所には、保育士 <u>(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第三十三条 保育所には、保育士 <u>(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>

<p>一　(略)</p> <p>二　保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童厚生施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）の資格を有する者</p> <p>三～六　(略)</p>	<p>一　(略)</p> <p>二　保育士（<u>特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）の資格を有する者</p> <p>三～六　(略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第四十二条　児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童養護施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。第六項及び第四十六条において同じ。）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7　(略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第四十二条　児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士（<u>特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童養護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。第六項及び第四十六条において同じ。）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7　(略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第四十九条　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同</p>	<p>(職員)</p> <p>第四十九条　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（<u>特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児</p>

<p>じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～15 （略）</p>	<p>童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～15 （略）</p>
<p>（職員）</p> <p>第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある医療型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項及び第五項において同じ。）及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>（職員）</p> <p>第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（<u>特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項及び第五項において同じ。）及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。</p> <p>2～7 （略）</p>
<p>（職員）</p> <p>第六十三条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童発達支援センターにあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。<u>第三項</u>において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こ</p>	<p>（職員）</p> <p>第六十三条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（<u>特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童発達支援センターにあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行なう場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こ</p>

<p>呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。) を恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。) を恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第七十三条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童心理治療施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第七十三条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童心理治療施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(児童生活支援員の資格)</p> <p>第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童自立支援施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 二・三 (略) <p>2～6 (略)</p>	<p>(児童生活支援員の資格)</p> <p>第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立支援施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 二・三 (略) <p>2～6 (略)</p>

(イ) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(ウ) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(職員)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福</p>	<p>(職員)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該</p>

<p><u>祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の特区法</u>（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p><u>事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 （略）</p>
<p>（職員）</p> <p>第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（職員）</p> <p>第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

<p>(職員)</p> <p>第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型</u>にあっては、<u>保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型</u>にあっては、<u>保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所</u>にあっては、<u>保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所</u>にあっては、<u>保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>

第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(エ) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

改正後	改正前
<p>（職員）</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したもの</p>	<p>（職員）</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したもの</p>

<p>でなければならない</p> <p>一 保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この号において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者</p> <p>二～十 （略）</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>でなければならない</p> <p>一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者</p> <p>二～十 （略）</p> <p>4・5 （略）</p>
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

（才）乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

改正後	改正前
<p>（虐待等の防止）</p> <p>第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法</p>	<p>（虐待等の防止）</p> <p>第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法</p>

<p><u>第三十三条の十第一項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第二十二条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>第三十三条の十各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第二十二条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

(力) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

<p>第一条就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 <u>第三条の二、第九条第一項</u>（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準<u>第九条</u>、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第一条就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 <u>第九条第一項</u>（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準<u>第九条、第三条の二</u>、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
<p><u>（虐待等の禁止）</u></p> <p><u>第三条の二 職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>（職員の数等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。</p>	<p>（職員の数等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。</p>

(略)	(略)
<p>一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第十八条の十八第三項に規定する保育士登録</u>（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この一において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下この一において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録</u>（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>二～四 （略）</p>
4・5 （略）	4・5 （略）
<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第十三条児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条</p>	<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第十三条児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条</p>

第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条、第九条の三、第十一條（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

(略)

2 (略)

第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一條（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

<u>第九条の二</u>	<u>入所中の児童</u>	<u>園児</u>
	<u>当該児童</u>	<u>当該園児</u>

(略)

2 (略)

(キ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

改正後	改正前
<p>第三 職員資格</p> <p>一 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（当該認定こども園が<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の二十七第一項</u>に規定する認定地方公共団体の区域内又は<u>児童福祉法等の一部</u>を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この一において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の<u>国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第</u></p>	<p>第三 職員資格</p> <p>一 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（当該認定こども園が<u>国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項</u>に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。</p>

<p><u>百七号。以下この一において「施行日前国家戦略特別区域法」という。) 第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある場合にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。</u>以下同じ。) の資格を有する者でなければならない。</p> <p>二～五 (略)</p>	
<p>第五 教育及び保育の内容 (略) 一～四 (略)</p> <p>五 日々の教育及び保育の指導における留意点 (略) 1～7 (略)</p> <p>8 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、<u>児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）</u>に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>9 (略)</p> <p>六 (略)</p>	<p>第五 教育及び保育の内容 (略) 一～四 (略)</p> <p>五 日々の教育及び保育の指導における留意点 (略) 1～7 (略)</p> <p>8 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号</u>に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>9 (略)</p> <p>六 (略)</p>

(3) 施行期日 令和7年10月1日

2 1人1台学習者用端末を活用した相談アプリの導入状況について

(1) 概要と目的

心身の発達の過程を通じて健やかな成長を切れ目なく支援することを目的に、こども相談センターでは、いじめや不登校、ヤングケアラーなど、多様かつ複合的な課題を抱えるこどもを対象とした相談支援事業を実施。さらなる拡充を図るため、こどもがいつでも気軽に相談できるように、慣れ親しんだツールである学習者用端末に「こども相談アプリ」を導入することとし、令和7年度はモニター校による検証を行い、令和8年度以降に全校導入を目指す。

(2) 取組み状況

- ・ 公募型プロポーザル方式により、R7.6 委託業者を決定。
- ・ 8/18～運用開始。長期休業後の児童生徒の悩みや不安に対応するため、相談対応強化日を設定。
(8/31（日）11:30～20:00、9/1（月）～9/3（水）8:45～20:00)
- ・ 時間外における相談ニーズの実態を検証するため、2回目の相談対応強化日を設定。
(11/11（火）～11/13（木）8:45～20:00)

(3) 令和7年度 導入実績

ア モニター校数

項目	学校数	児童生徒数	運用開始日
第1次モニター校	小学校 8校 中学校 4校 高等学校 1校	小学校 2,334名 中学校 975名 高等学校 707名	令和7年8月18日～
第2次モニター校	小学校 6校 中学校 1校	小学校 1,399名 中学校 414名	令和7年12月1日～
合計	20校/105校	5,829名/約26,000名	

※1 全市立小中学校に意向調査を実施し、地区や規模等を鑑み、モニター校を選定。

※2 市立小中学校、高等学校数

イ 導入スケジュール

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
第1次モニター校			モニター校訪問 ～委託業者選定～	教職員操作説明 ← 児童生徒操作説明・テスト送信 →	★運用開始 ★運用開始	教職員アンケート
第2次モニター校						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1次モニター校	児童生徒アンケート	中間報告			実証結果報告・情報交換会	モニター終了・本格運用継続
第2次モニター校	モニター校訪問	教職員操作説明 ← 児童生徒操作説明・テスト送信 →	★運用開始 ★運用開始	教職員アンケート 児童生徒アンケート	実証結果報告・情報交換会	モニター終了・本格運用継続

ウ 相談実績

(ア) 相談件数

新規相談件数	275 件
のべ相談件数	578 件

(ウ) 学校種・学年別

小学校			中学校			
学年	件数	割合	学年	件数	割合	
1年	10件	1.7%	1年	45件	7.8%	
2年	19件	3.3%	2年	20件	3.5%	
3年	27件	4.6%	3年	42件	7.3%	
4年	161件	27.9%	答えたくない・不明	17件	2.9%	
5年	115件	19.9%				
6年	42件	7.3%	小計②		21.5%	
答えたくない・不明	13件	2.2%	答えたくない・不明			
				件数	割合	
小計①	387件	66.9%	小計③	67件	11.6%	
			合計 (①+②+③)	578件	100%	

※ 高等学校相談件数 0 件

(イ) 情報提供事案

学校種	自殺・希死念慮	虐待疑い	いじめ疑い	合計
小学校	1件	3件	0件	4件
中学校	2件	0件	1件	3件
合計	3件	3件	1件	7件

(エ) 主訴別

小学校			中学校		
項目	件数	割合	項目	件数	割合
友達	156件	27.0%	友達	26件	4.5%
勉強	43件	7.4%	勉強	22件	3.8%
なんとなく	43件	7.4%	健康	8件	1.4%
家族	36件	6.3%	なんとなく	5件	0.9%
健康	13件	2.2%	家族	4件	0.7%
その他・不明	96件	16.6%	その他・不明	59件	10.2%
小計①	387件	66.9%	小計②	124件	21.5%

答えたくない・不明

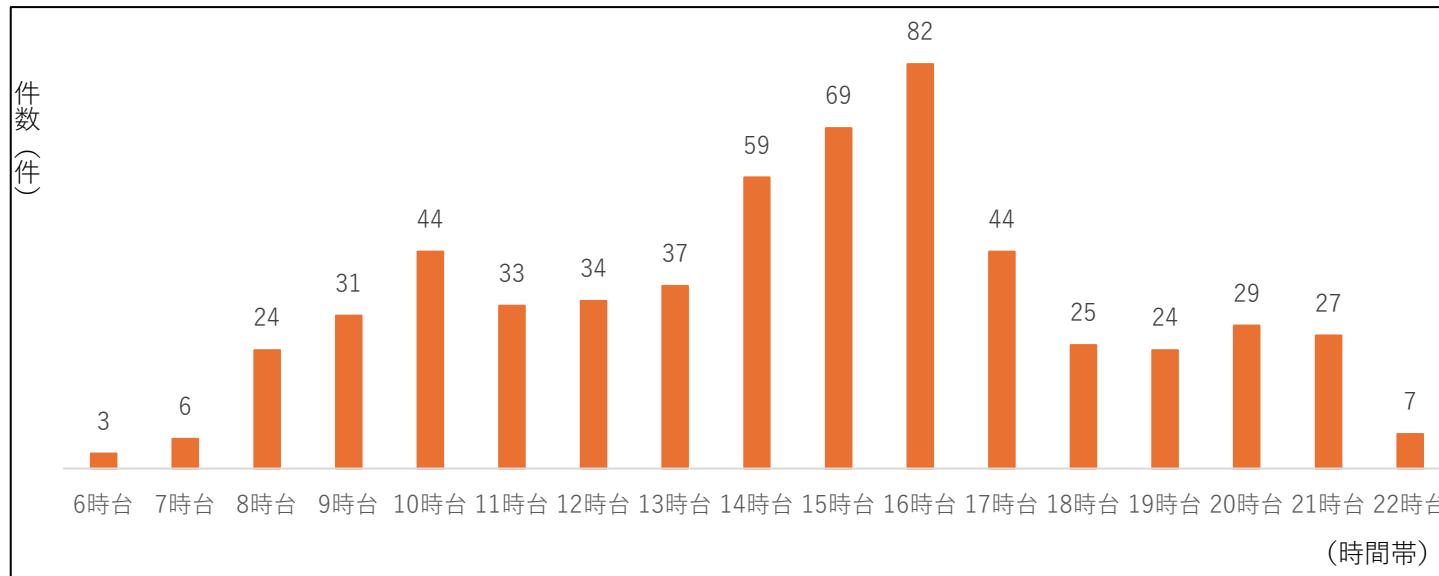
	件数	割合
小計③	67件	11.6%
合計 (①+②+③)	578件	100%

(才) 曜日別

曜日	件数	割合
月	63件	10.9%
火	115件	19.9%
水	142件	24.6%
木	119件	20.6%
金	93件	16.1%
土	26件	4.5%
日	20件	3.4%
合計	578件	100%



(力) 時間帯別



時間帯	件	割合	時間帯	件	割合
6時台	3件	0.5%	15時台	69件	11.9%
7時台	6件	1.0%	16時台	82件	14.2%
8時台	24件	4.2%	17時台	44件	7.6%
9時台	31件	5.4%	18時台	25件	4.3%
10時台	44件	7.6%	19時台	24件	4.2%
11時台	33件	5.7%	20時台	29件	5.0%
12時台	34件	5.9%	21時台	27件	4.7%
13時台	37件	6.4%	22時台	7件	1.2%
14時台	59件	10.2%	合計	578件	100%

(4) 令和8年度 運用方針

ア 導入計画

対象	市立小中学校
導入校数	85校 / 105校
児童生徒数	約20,000名 / 約26,000名

※ 令和7年度 20校導入済み。

イ 令和7年度実証結果を踏まえた検討内容

(ア) 小学1～3年生への導入の要否について

- 自身の抱える状況や感情を、文字のみで正確に表現する文字言語能力が未発達である。
- 小学1～3年生の相談件数が全体の10%未満（10月末日時点）。
- タイピング技術の未熟さや操作習熟度が不足していることから、操作説明や新規ユーザー登録の際の教員の負担が大きい。

(イ) 高等学校、国・県・私立小中学校への導入について

- 私立小中学校の端末環境について、調査中の段階である。
- 高校生は、学習者用端末以外のツールで相談を希望している可能性がある。